2　1のほか価額競争の参加者の資格として価額競争実施指針において定める事項に関連する事項（注2）

注1　法第5条第3項各号に掲げる欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。

2　法第27条の20の2第2項第4号イの規定により、1に記載した事項のほか、価額競争の参加者の資格として価額競争実施指針において定める事項について、当該価額競争実施指針に基づき具体的内容を記載すること。

3　用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線局運用規則の一部改正）

第三条　無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
（電源用蓄電池の充電） **第五条**　義務船舶局等（法第十三条第二項の義務船舶局等をいう。以下同じ。）の無線設備の補助電源用蓄電池は、その船舶の航行中は、毎日十分に充電しておかなければならない。 ［2　略］ （義務船舶局等の無線設備の機能試験） **第六条**　［略］ ［2・3　略］ 4　高機能グループ呼出受信機（施行規則第二十八条第七項に規定する船舶地球局の無線設備を含む。以下同じ。）を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎日一回以上、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確かめておかなければならない。 （聴守電波等） **第四十二条**　［略］ ［一・二　略］ 三　船舶局については、次に掲げるもの (1)　略 (2)　法第三十三条の規定によりナブテックス受信機を備える船舶局 (3)　略 ［四　略］ **第四十四条の二**　［略］ 2　［略］			（電源用蓄電池の充電） **第五条**　義務船舶局等（法第三十四条の義務船舶局等をいう。以下同じ。）の無線設備の補助電源用蓄電池は、その船舶の航行中は、毎日十分に充電しておかなければならない。 ［2　同上］ （義務船舶局等の無線設備の機能試験） **第六条**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　高機能グループ呼出受信機（施行規則第二十八条第九項に規定する船舶地球局の無線設備を含む。以下同じ。）を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎日一回以上、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確かめておかなければならない。 （聴守電波等） **第四十二条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　［同上］ (1)　同上 (2)　法第三十三条の規定によりナブテックス受信機を備える船舶局 (3)　同上 ［四　同上］ **第四十四条の二**　［同上］ 2　［同上］		
船舶局	時間	周波数	船舶局	時間	周波数
［一・二　略］	［略］	［略］	［一・二　同上］	［同上］	［同上］
三　ナブテックス受信機を備える船舶局（第四十二条第三号の(2)に該当するものを除く。）	［略］	［略］	三　ナブテックス受信機を備える船舶局（第四十二条第三号の(2)に該当するものを除く。）	［同上］	［同上］
［四　略］	［略］	［略］	［四　同上］	［同上］	［同上］

［3・4　略］

［3・4　同上］